

特 別 会 計

平成 22 年度名古屋市国民健康保険特別会計予算

平成 22 年度名古屋市国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 202,991,178 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

平成 22 年 2 月 19 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 国民健康保険収入		179,616,597
	1 保 険 料	57,857,747
	2 手 数 料	1
	3 国 庫 支 出 金	45,595,805
	4 療 養 給 付 費 交 付 金	7,264,853
	5 前 期 高 齢 者 交 付 金	40,095,069
	6 県 支 出 金	9,433,113
	7 共 同 事 業 交 付 金	18,997,828
	8 諸 収 入	372,181
2 繰 入 金		23,374,580
	1 他 会 計 繰 入 金	23,374,580
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入 合 計		202,991,178

歳 出

款	項	金 額 千円
1 国民健康保険費		202,971,178
	1 事 業 費	202,072,120
	2 他 会 計 繰 出 金	899,058
2 予 備 費		20,000
	1 予 備 費	20,000
歳 出 合 計		202,991,178

平成 22 年度名古屋市後期高齢者医療特別会計予算

平成 22 年度名古屋市後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 37,742,222 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

平成 22 年 2 月 19 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 後期高齢者医療収入		19,497,467
	1 保険料	19,032,897
	2 手数料	1
	3 諸収入	464,569
2 繰入金		18,244,754
	1 他会計繰入金	18,244,754
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳 入 合 計		37,742,222

歳 出

款	項	金 額 千円
1 後期高齢者医療費		37,722,222
	1 事業費	37,722,222
2 予備費		20,000
	1 予備費	20,000
歳 出 合 計		37,742,222

平成 22 年度名古屋市老人保健特別会計予算

平成 22 年度名古屋市老人保健特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 727,443 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

平成 22 年 2 月 19 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 老人保健収入		111,275
	1 支払基金交付金	30,823
	2 国庫支出金	1
	3 県支出金	1
	4 諸収入	80,450
2 繰入金		1
	1 他会計繰入金	1
3 繰越金		616,167
	1 繰越金	616,167
歳 入 合 計		727,443

歳 出

款	項	金 額 千円
1 老人保健費		727,443
	1 事業費	122,155
	2 他会計繰出金	605,288
歳 出 合 計		727,443

平成 22 年度名古屋市介護保険特別会計予算

平成 22 年度名古屋市介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 127,634,083 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

平成 22 年 2 月 19 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 介 護 保 険 収 入		104,451,683
	1 保 険 料	23,972,402
	2 手 数 料	1
	3 国 庫 支 出 金	26,560,085
	4 支 払 基 金 交 付 金	35,964,620
	5 県 支 出 金	17,945,848
	6 諸 収 入	8,727
2 繰 入 金		21,230,103
	1 他 会 計 繰 入 金	21,230,103
3 繰 越 金		1,952,297
	1 繰 越 金	1,952,297
歳 入 合 計		127,634,083

歳 出

款	項	金 額 千円
1 介 護 保 険 費		127,614,083
	1 事 業 費	125,661,786
	2 他 会 計 繰 出 金	1,952,297
2 予 備 費		20,000
	1 予 備 費	20,000
歳 出 合 計		127,634,083

平成 22 年度名古屋市母子寡婦福祉資金
貸 付 金 特 別 会 計 予 算

平成 22 年度名古屋市母子寡婦福祉資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,444,864 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

平成 22 年 2 月 19 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 母子寡婦福祉資金収入		451,864
	1 事業収入	451,864
2 繰入金		325,000
	1 他会計繰入金	325,000
3 繰越金		18,000
	1 繰越金	18,000
4 市債		650,000
	1 市債	650,000
歳入合計		1,444,864

歳 出

款	項	金 額 千円
1 母子寡婦福祉資金貸付金		1,444,864
	1 事業費	1,444,864
歳出合計		1,444,864

第 2 表 地方債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
母子寡婦福祉資金貸付金	650,000	普通貸借	無利子	母子及び寡婦福祉法に定めるところにより償還する。

平成 22 年度名古屋市農業共済事業特別会計予算

平成 22 年度名古屋市農業共済事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 89,333 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

平成 22 年 2 月 19 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 農 業 共 済 収 入		50,090
	1 掛 金	6,854
	2 保 険 金	10,535
	3 繰 越 金	31,128
	4 諸 収 入	1,573
2 繰 入 金		39,243
	1 他 会 計 繰 入 金	39,243
歳 入 合 計		89,333

歳 出

款	項	金 額 千円
1 農 業 共 済 費		60,292
	1 共 済 費	18,629
	2 管 理 費	41,663
2 予 備 費		29,041
	1 予 備 費	29,041
歳 出 合 計		89,333

平成 22 年度名古屋市市場及びと畜場特別会計予算

平成 22 年度名古屋市市場及びと畜場特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 8,674,003 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

（地方債）

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

（歳出予算の流用）

第 4 条 歳出予算の各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合は、地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定によりこれらの各項の経費の金額を同一款内の各項の間で流用することができることと定める。

平成 22 年 2 月 19 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 卸 売 市 場 収 入		5,038,241
	1 使 用 料 及 び 手 数 料	2,775,412
	2 県 支 出 金	99,473
	3 財 産 収 入	72
	4 繰 入 金	963,849
	5 繰 越 金	1
	6 諸 収 入	375,434
	7 市 債	824,000
2 食 肉 流 通 施 設 収 入		3,635,762
	1 使 用 料 及 び 手 数 料	473,360
	2 繰 入 金	2,287,523
	3 繰 越 金	1
	4 諸 収 入	874,878
歳 入 合 計		8,674,003

歳 出

款	項	金 額 千円
1 卸 売 市 場 費		5,038,241
	1 事 業 費	2,167,221
	2 整 備 費	1,043,840
	3 他 会 計 繰 出 金	1,827,080
	4 予 備 費	100
2 食 肉 流 通 施 設 費		3,635,762
	1 市 場 費	1,710,296
	2 と 畜 場 費	1,484,152
	3 他 会 計 繰 出 金	441,214
	4 予 備 費	100
歳 出	合 計	8,674,003

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額 千円
本場塩干棟卸売場棟の改築	平成23年度	602,000

(変 更 分)

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額 千円	期 間	限 度 額 千円
食肉安定集荷事業に係る名古屋食肉市場株式会社の民間借入金に対する損失補償 (平成21年第9号議決)	平成21年度 から 平成24年度 まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、2,800,000千円及び利息相当額を限度として補償する。	平成22年度 から 平成25年度 まで	変更前に同じ
卸売機能強化に係る名古屋食肉市場株式会社の株式会社日本政策金融公庫からの食品流通改善資金借入に対する損失補償 (平成21年第9号議決)	平成21年度 から 平成23年度 まで	株式会社日本政策金融公庫が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、912,500千円及び利息相当額を限度として補償する。	平成22年度 から 平成23年度 まで	株式会社日本政策金融公庫が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、547,500千円及び利息相当額を限度として補償する。

第 3 表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額 千円	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
中央卸売市場整備費	824,000	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 地方公共団体 金融機構資金 について、利 率の見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率)	起債年度より据置期間をふ くめ、40年度間以内に毎年 元利もしくは元金均等の方 法により、又は満期日に元 金を一括して償還する。た だし、財政の都合により据 置期間及び償還期限を短縮 し、もしくは繰上償還又は 借換えすることができる。 政府資金を借り入れる場合 は、その融資条件による。

平成 22 年度名古屋市土地区画整理組合
貸 付 金 特 別 会 計 予 算

平成 22 年度名古屋市土地区画整理組合貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 500,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

平成 22 年 2 月 19 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 繰 入 金		250,000
	1 他 会 計 繰 入 金	250,000
2 市 債		250,000
	1 市 債	250,000
歳 入 合 計		500,000

歳 出

款	項	金 額 千円
1 土地区画整理組合貸付金		500,000
	1 事 業 費	500,000
歳 出 合 計		500,000

第 2 表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額 千円	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
土地区画整理組合貸付金	250,000	普 通 貸 借	無 利 子	起債年度より据置期間をふくめ、8年度間以内に毎年元金均等の方法によって償還する。

平成 22 年度名古屋市市街地再開発事業特別会計予算

平成 22 年度名古屋市市街地再開発事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,199,916 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

平成 22 年 2 月 19 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 市街地再開発事業収入		380,201
	1 国庫支出金	134,336
	2 諸収入	245,865
2 繰入金		679,715
	1 他会計繰入金	679,715
3 市債		140,000
	1 市債	140,000
歳 入 合 計		1,199,916

歳 出

款	項	金 額 千円
1 市街地再開発事業費		1,199,916
	1 事業費	479,614
	2 他会計繰出金	720,302
歳 出 合 計		1,199,916

第 2 表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額 千円	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
市街地再開発事業費	140,000	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 地方公共団体 金融機構資金 について、利 率の見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率)	起債年度より据置期間をふ くめ、40年度間以内に毎年 元利もしくは元金均等の方 法により、又は満期日に元 金を一括して償還する。た だし、財政の都合により据 置期間及び償還期限を短縮 し、もしくは繰上償還又は 借換えすることができる。 政府資金を借り入れる場合 は、その融資条件による。

平成 22 年度名古屋市墓地公園整備事業特別会計予算

平成 22 年度名古屋市墓地公園整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 996,185 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

（地方債）

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

平成 22 年 2 月 19 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 墓 地 整 備 事 業 収 入		730,110
	1 使 用 料	600,129
	2 他 会 計 繰 入 金	129,981
2 公 園 整 備 事 業 収 入		266,075
	1 他 会 計 繰 入 金	234,075
	2 市 債	32,000
歳 入 合 計		996,185

歳 出

款	項	金 額 千円
1 墓 地 整 備 事 業 費		730,110
	1 事 業 費	106,941
	2 他 会 計 繰 出 金	623,169
2 公 園 整 備 事 業 費		266,075
	1 事 業 費	130,775
	2 他 会 計 繰 出 金	135,300
歳 出 合 計		996,185

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額 千円
墓地公園用地の取得	平成23年度 から 平成32年度 まで	42,000 外に利息等相当額

第 3 表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額 千円	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
公園整備事業費	32,000	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 地方公共団体 金融機構資金 について、利 率の見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率)	起債年度より据置期間をふくめ、40年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。

平成 22 年度名古屋市基金特別会計予算

平成 22 年度名古屋市基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 104,531,759 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

平成 22 年 2 月 19 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 教 育 基 金 収 入		15,243
	1 基 金 収 入	1,658
	2 繰 入 金	10,000
	3 基 金 積 戻 金	3,584
	4 繰 越 金	1
2 住 宅 敷 金 積 立 基 金 収 入		677,080
	1 基 金 収 入	29,529
	2 繰 入 金	319,263
	3 基 金 積 戻 金	328,287
	4 繰 越 金	1
3 名 古 屋 城 整 備 積 立 基 金 収 入		5,215
	1 基 金 収 入	214
	2 繰 入 金	5,000
	3 繰 越 金	1
4 名 古 屋 城 本 丸 御 殿 積 立 基 金 収 入		589,000
	1 基 金 収 入	27,999
	2 繰 入 金	320,000
	3 基 金 積 戻 金	241,000
	4 繰 越 金	1
5 文 化 振 興 事 業 積 立 基 金 収 入		66,852
	1 基 金 収 入	8,851
	2 繰 入 金	3,000
	3 基 金 積 戻 金	55,000
	4 繰 越 金	1
6 国 際 交 流 事 業 積 立 基 金 収 入		16,978

款	項	金 額 千円
	1 基 金 収 入	14,977
	2 繰 入 金	2,000
	3 繰 越 金	1
7 大規模施設整備積立 基金 収 入		2,146,145
	1 基 金 収 入	6,941
	2 繰 入 金	2,139,203
	3 繰 越 金	1
8 高速度鉄道建設積立 基金 収 入		287
	1 基 金 収 入	286
	2 繰 越 金	1
9 環境保全基金収入		187,842
	1 基 金 収 入	6,341
	2 基 金 積 戻 金	181,500
	3 繰 越 金	1
10 中区役所等管理基金収入		78,984
	1 基 金 収 入	9,692
	2 基 金 積 戻 金	69,291
	3 繰 越 金	1
11 介護給付費準備基金収入		3,899,020
	1 基 金 収 入	33,704
	2 繰 入 金	1,952,297
	3 基 金 積 戻 金	1,913,018
	4 繰 越 金	1
12 介護従事者処遇改善 臨時特例基金収入		373,380
	1 基 金 収 入	5,258
	2 基 金 積 戻 金	368,121
	3 繰 越 金	1

款	項	金 額 千円
13 公 債 償 還 基 金 収 入		92,752,179
	1 基 金 収 入	1,439,822
	2 繰 入 金	54,123,420
	3 基 金 積 戻 金	37,188,936
	4 繰 越 金	1
14 財 政 調 整 基 金 収 入		3,723,554
	1 基 金 収 入	73,553
	2 基 金 積 戻 金	3,650,000
	3 繰 越 金	1
歳 入 合 計		104,531,759

歳 出

款	項	金 額 千円
1 教 育 基 金		15,243
	1 他 会 計 繰 出 金	5,243
	2 積 立 金	10,000
2 住 宅 敷 金 積 立 基 金		677,080
	1 他 会 計 繰 出 金	357,817
	2 積 立 金	319,263
3 名 古 屋 城 整 備 積 立 基 金		5,215
	1 積 立 金	5,215
4 名 古 屋 城 本 丸 御 殿 積 立 基 金		589,000
	1 他 会 計 繰 出 金	241,000
	2 積 立 金	348,000
5 文 化 振 興 事 業 積 立 基 金		66,852
	1 他 会 計 繰 出 金	63,852
	2 積 立 金	3,000
6 国 際 交 流 事 業 積 立 基 金		16,978
	1 他 会 計 繰 出 金	14,978
	2 積 立 金	2,000
7 大 規 模 施 設 整 備 積 立 基 金		2,146,145
	1 積 立 金	2,146,145
8 高 速 度 鉄 道 建 設 積 立 基 金		287
	1 積 立 金	287
9 環 境 保 全 基 金		187,842
	1 他 会 計 繰 出 金	185,528
	2 積 立 金	2,314
10 中 区 役 所 等 管 理 基 金		78,984
	1 他 会 計 繰 出 金	78,984

款	項	金 額 千円
11 介護給付費準備基金		3,899,020
	1 他会計繰出金	1,913,018
	2 積立金	1,986,002
12 介護従事者処遇改善 臨時特例基金		373,380
	1 他会計繰出金	368,121
	2 積立金	5,259
13 公債償還基金		92,752,179
	1 他会計繰出金	37,188,936
	2 積立金	55,563,243
14 財政調整基金		3,723,554
	1 他会計繰出金	3,650,000
	2 積立金	73,554
歳 出	合 計	104,531,759

平成 22 年度名古屋市用地先行取得特別会計予算

平成 22 年度名古屋市用地先行取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 11,270,681 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

（地方債）

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

平成 22 年 2 月 19 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 公共用地先行取得資金収入		6,714,496
	1 繰 入 金	2,429,493
	2 振 替 収 入	1,385,003
	3 市 債	2,900,000
2 都市開発用地取得資金収入		4,556,184
	1 繰 入 金	2,010,555
	2 振 替 収 入	1,780,629
	3 市 債	765,000
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入 合 計		11,270,681

歳 出

款	項	金 額 千円
1 公共用地先行取得費		6,714,297
	1 取 得 費	2,900,582
	2 他 会 計 繰 出 金	3,813,715
2 都市開発用地取得費		4,556,184
	1 取 得 費	768,000
	2 他 会 計 繰 出 金	3,788,184
3 予 備 費		200
	1 予 備 費	200
歳 出 合 計		11,270,681

第 2 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額 千円
1 公共用地先行取得費	1 取得費	公共用地の先行取得	290,000

第 3 表 地方債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
公共用地先行取得費 都市開発用地取得費	2,900,000 765,000	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内	起債年度より据置期間をふくめ、10年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。
計	3,665,000			

平成 22 年度名古屋市公債特別会計予算

平成 22 年度名古屋市公債特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 573,110,855 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

平成 22 年 2 月 19 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 公 債		267,209,000
	1 公 債	267,209,000
2 繰 入 金		305,841,853
	1 他 会 計 繰 入 金	305,841,853
3 繰 越 金		60,000
	1 繰 越 金	60,000
4 諸 収 入		2
	1 雑 入	2
歳 入 合 計		573,110,855

歳 出

款	項	金 額 千円
1 繰 出 金		210,059,000
	1 起 債 額 繰 出	210,059,000
2 公 債 費		363,051,855
	1 公 債 償 還 金	307,895,383
	2 公 債 事 務 費	1,095,712
	3 他 会 計 繰 出 金	54,060,760
歳 出 合 計		573,110,855

第 2 表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額 千円	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
借換債	57,150,000	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内	起債年度より据置期間をふくめ、30年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。